

# 丹波篠山市 市民活動保険

自治会及びまちづくり協議会の代表者の管理下で行われる市民活動を総合的にサポートし、市民の皆さんの負担を軽減するため、丹波篠山市は、「市民活動保険」に加入しています。（事前の活動登録や加入手続きは必要ありません）

活動中に事故やケガが発生したときは、地域振興課までご連絡・ご報告ください。なお、飲酒を伴う事故は、保険の対象外です。



注意：草刈り作業中による損害賠償請求事故や後遺障害を伴うケガが多発しています。飛散防止用の防護パネルや防護ネット、防護具の使用など危険対策を実施して行いましょう。詳細は、4ページ目を確認ください。

## ■保険の対象となる活動とは

具体例は **次**のページでご確認ください 

次の4つの要件を満たす活動です。

- ① **自発的に又は自治体と協働**で行う活動（強制や義務でなく自分の意思で行うこと）
- ② **社会貢献**を行う活動（公益性のある活動）
- ③ **継続的**な活動（継続的・計画的に行われること）
- ④ **非営利的**な活動（営利を目的としないこと）

## ■保険加入期間

令和8年5月17日から令和9年4月1日まで

## ■保険金の支払いについて

		保 険 金
賠償責任補償		最高3,000万円
傷 害 補 償	死亡・後遺障害	最高300万円
	入院（1日につき）	3,000円
	通院（1日につき）	2,000円

## ■お問い合わせ窓口

丹波篠山市役所 市民生活部 地域振興課 市民活動推進係  
TEL 079-552-5112（直通）  
FAX 079-554-2332  
メール siminkyodo\_div@city.sasayama.hyogo.jp



▲市ホームページへはこちらから

## ■ 補償の対象となる者

### (1) 賠償責任補償

- ・ 市民活動団体
- ・ 市民活動団体の代表者、役員及び構成員
- ・ 市民活動の企画、実施、指導等を行う者

### (2) 傷害補償

- ・ 市民活動団体の代表者、役員及び構成員
- ・ 市民活動の企画、実施、指導等を行う者
- ・ 市民活動行事への直接の参加者（単なる観覧者、見物人は除く）

## ■ 対象となる具体的な活動（例）

地域社会活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域清掃活動</li> <li>・ 緑化活動</li> <li>・ 地域防犯・防火・防災活動</li> <li>・ 交通安全運動 など</li> </ul>	環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源回収 ・ リサイクル活動</li> <li>・ ゴミの減量化</li> <li>・ 河川等の清掃活動</li> <li>・ 森林保全 など</li> </ul>
社会福祉 ・ 社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等への援護活動</li> <li>・ 高齢者・障がい者への援護活動</li> <li>・ 地域の子育て支援 など</li> </ul>	教育・文化・スポーツ活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校児教育 ・ 非行防止</li> <li>・ 伝統文化の継承、振興</li> <li>・ 絵画や音楽など文化活動の指導、普及</li> <li>・ スポーツ普及教室の開催</li> <li>・ スポーツ活動の運営、指導 など</li> </ul>
保健衛生 ・ 医療活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 献血奨励</li> <li>・ 食生活等改善指導、啓発</li> <li>・ 成人病予防、エイズ予防などの啓蒙活動 など</li> </ul>	国際交流活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留学生・帰国者・外国人との交流・支援</li> <li>・ 通訳ボランティア など</li> </ul>

## 補償の対象とならない活動（例）

- ・ 政治、宗教を目的とする活動
- ・ 害虫、害獣駆除のために行う活動
- ・ 野焼き又は山焼きを行う活動
- ・ 海難、山岳救助のために行う活動
- ・ 日本国外における全ての活動
- ・ 職場などで行事として行う活動
- ・ 営利を目的とする活動
- ・ 職務遂行中や職業に従事しているときの活動
- ・ 会員の親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動（親睦旅行など） など

## ■ 補償の対象とならないもの（主なもの）

### (1) 賠償責任補償

- ・ 保険契約者、被保険者の故意によるもの
- ・ 戦争、暴動その他社会的騒乱によるもの
- ・ 地震、噴火、津波など天災によるもの
- ・ 同居する親族に対する賠償責任
- ・ 自動車の運行に起因する賠償責任 など

### (2) 傷害補償

- ・ 保険契約者、被保険者の故意によるもの
- ・ 地震、噴火又は津波によるもの
- ・ 活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの
- ・ 公務災害の適用を受けるもの
- ・ 疾病、脳疾患、心疾患によるもの など

## ■ 事故又はケガ発生後の手続き

### 1 地域振興課へ事故等のご連絡（事故等発生後7日以内）

団体の代表者は、発生時の状況と事故やケガの程度などをご連絡ください。電話やメールで構いません。休日のときはその直後の平日で結構です。

### 2 地域振興課へ事故報告書等を提出

団体の代表者は、次の①～③の書類を用意し、ご提出ください。

- ① 事故報告書兼事故現認証明書（様式は市ホームページにも掲載あり）
- ② 事故が発生した活動の内容や日時などが分かる書類（案内文・回覧文、年間・月間事業計画書（スケジュール）など）
- ③ 参加者名簿

### 3 事故報告書をご提出いただいた後は

保険会社の審査後、**傷害補償の場合**は、保険会社からケガをされた方（受傷者）へ直接、保険金請求関係の書類が届きます。**賠償責任補償の場合**は、流れについて別途ご案内します。

#### ◎ 保険金請求に係る必要書類（参考）

注：保険金請求に係る必要書類は、事故等の状況によりその他必要な書類が発生しますのであらかじめご了承ください。

##### （1）賠償責任補償

- ・ 保険金請求書
- ・ 現認書（事故証明書）
- ・ 示談書
- ・ 損害立証証明資料

対人の場合：診断書、診療報酬明細書、医療機関領収書、  
休業損害証明書など

対物の場合：見積書、写真、現物など

##### （2）傷害補償

- ・ 保険金請求書
- ・ 現認書（事故証明書）
- ・ 診断書（請求金額が10万円以下のときは、領収書のコピーで可）



# 草刈り中の 事故が多発 しています

自治会で実施されている草刈り中の大ケガ、事故が相次いでいます。  
必ず対策を行い、実施しましょう。

## 実際に市内で起きた草刈り中の事故の例

損害賠償事故の内容	自治会の賠償額
刈払機使用中の飛び石により、自動車販売店に駐車してあった複数車のフロントガラス、ボンネットを損傷	1,473,230円
刈払機使用中の飛び石により、被害者宅駐車場にあった外国車リアガラスを損傷	308,888円
刈払機使用中の飛び石により、走行中の車の窓ガラスを粉砕	87,120円

ケガの内容	保険金
誤って溝に転落し、背骨を圧迫骨折（後遺障害）	912,000円
刈り取った草が目に入り、眼球を損傷	12,000円
刈払機の刃が接近してきた受傷者に当たり切傷	14,000円

## 安全対策例

- ・作業に適した作業服・保護具（ヘルメット、保護メガネなど）を使いましょう。
- ・作業をする前に小石や枝、硬い異物などを除去し、15m以内に人がいないか確認して作業をしましょう。小石などの飛び石は周囲10m程度に発生します。
- ・道路や住宅が隣接している場所では、飛散防止用の防護パネルや防護ネットを活用したり、車が通行中は作業を一時中断したりするなどしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）に注意しましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行いましょう。



◎事故が発生した際に備えて、草刈作業中の様子が分かる写真を撮影しておきましょう